



2025年1月6日

各 位

会 社 名 ア ズ ワ ン 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 井 内 卓 嗣
(コード番号7476東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 コ ー ポ レ ー ト 本 部 長 西 川 圭 介
(TEL. 06-6447-1210)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025年1月6日付の取締役会において、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

当社は、「革新と創造」を経営理念に掲げ、研究開発や医療に携わるエンドユーザーの物品調達にかかる利便性向上に資することを目的に、理化学機器や関連する備品消耗品をはじめとした多種多様な商材を迅速かつ効率的に提供することに注力しております。

2022年5月に公表した中期経営計画「Project ONE ver. 2.0」(2023年3月期～2025年3月期)では、取扱い商品点数の420万点から1,000万点超への大幅な拡大と商品データベースの構築、エンドユーザーや販売店の購買行動の変化に応えたeコマースシステムの充実、物流拠点の増強、機器のレンタルやアフターメンテナンスなどのサービス事業の強化などを進め、顧客への提供価値の向上に取り組んでまいりました。

また、資本政策の面では、事業成長に必要な投資資金を確保する一方で、資本効率の向上を重要な経営課題と位置付け、13年間継続している増配や機動的な自己株式の取得による株主還元の充実などを実施してまいりました。加えて、ステークホルダーの皆様との積極的な対話や情報開示の拡充を行い、コーポレート・ガバナンスの充実にも積極的に取り組んでおります。

このような状況下におきまして、今般、複数の取引金融機関から当社株式の売却意向を確認したため、当社として最適な当該株式売却の手法を検討した結果、当社株式の円滑な売却機会を提供しながら、個人投資家層を中心とした株主層の拡大及び多様化を図るとともに、当社株式が市場売却されることによる市場価格への影響を緩和することを目的として、当社株式の売出しの実施を決定いたしました。

当社は、今後も株主や投資家の皆様とのコミュニケーションを通じて経営の規律をより一層高めることにより、更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | | |
|-----|---|---|
| (1) | 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 3,384,600株 |
| (2) | 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 株式会社りそな銀行 2,742,400株
株式会社三菱UFJ銀行 642,200株 |
| (3) | 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年1月15日（水）から2025年1月20日（月）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（当該価格が3,000円超の場合は1円単位として1円未満端数切捨て、3,000円以下の場合は0.5円単位として0.5円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。） |
| (4) | 売 出 方 法 | 売出しとし、大和証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 |
| (5) | 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (6) | 受 渡 期 日 | 売出価格等決定日の5営業日後の日 |
| (7) | 申 込 証 拠 金 | 1株につき売出価格と同一の金額とする。 |
| (8) | 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (9) | 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役社長 井内 卓嗣に一任する。 | |

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>2. を参照のこと。）

- | | | |
|-----|------------------------|--|
| (1) | 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 507,600株
なお、上記の売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。 |
| (2) | 売 出 人 | 大和証券株式会社 |
| (3) | 売 出 価 格 | 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。） |
| (4) | 売 出 方 法 | 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が当社株主より507,600株を上限として借受ける当社普通株式について売出しを行う。 |
| (5) | 申 込 期 間 | 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。 |
| (6) | 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。 |

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役社長 井内 卓嗣に一任する。

<ご参考>

1. 売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、507,600株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2025年2月14日（金）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2025年2月14日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。

なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュエーションの行使を行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受け、当該株主から大和証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

なお、上記記載の取引に関して、大和証券株式会社は、SMBC日興証券株式会社と協議の上、これらを行

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

うものとします。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社りそな銀行、並びに当社株主である有限会社井内盛英堂、井内郁江及び井内卓嗣は、共同主幹事会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日を終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、ストックオプションとしての新株予約権等の発行及びその権利の行使による当社普通株式の交付、株式分割又は株式無償割当てに伴う当社普通株式の交付、並びに譲渡制限付株式報酬、業績連動型株式報酬制度である株式給付信託及び株式給付型E S O P信託の設定並びにその他当社グループの株式報酬制度のための本件株式の交付（ロックアップ期間中に役職員による売却その他の処分等が行われないもの）に限り、交付される本件株式の合計数が、当該本件株式の交付を行う前日の当社の発行済株式総数（潜在株式数を含む。）の1%を超えない場合。）等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記の場合においても、共同主幹事会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。